

京都市上下水道企業管理規程第17号

京都市水道局及び下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局契約規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、「法令」を「地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「令」という。）」に改める。

第3条第1項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条第2項中「京都市契約公報に掲載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「管理者が」を「別に」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

第6条の2第2項中「管理者が」を削る。

第8条第1項中「第2号様式」を「第2号様式の1又は第2号様式の2」に改め、「上」を「うえ」に、「投入するか又は」を「投入するか、又は」に改め、同条第4項中「納付」を「納入」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第14条第3項ただし書中「管理者が」を「別に」に改める。

第16条第1項中「地方自治法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

第17条第1項中「100分の3」を「100分の5」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項の規定により難いと認められる場合の入札保証金の額は、そのつど定める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「納付」を「納入」に改め、「の各号」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

第17条の2第6号中「受入」を「受入れ」に改める。

第17条の3第2号中「管理者が」を「別に」に改める。

第18条第1項中「または」を「又は」に、「納付」を「納入」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分中「管理者が」を「別に」に改める。

第30条の5各号列記以外の部分中「明か」を「明らか」に改める。

第30条の12第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第31条の見出し中「納付」を「納入」に改め、同条第1項第本文中「提出し及び」を「提出し、及び」に、「納付」を「納入」に改め、同項ただし書中「納付」を「納入」に改め、同条第2項及び第3項中「納付」を「納入」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条に第2号として次の1号を加える。

(2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。

第34条第2項中「においては」を「その他同項の規定により難いと認められる場合の」に改め、「管理者が」を削る。

第34条の2第1項各号列記以外の部分中「納付」を「納入」に改める。

第36条中「納付」を「納入」に改める。

第37条中「または」を「又は」に、「納付」を「納入」に改める。

第38条本文中「準ずる」を「準じる」に改める。

第40条第4項及び同条第5項中「取り替え」を「取替え」に改める。

第43条本文中「責」を「責め」に改める。

第44条第2項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第3号中「部分払い額」を「部分払額」に改める。

第45条の見出し中「かし」を「かし」に改め、同条第1項中「責」を「責め」に、「取り替え」を「取替え」に改める。

第46条の見出し中「かし」を「かし」に改める。

第49条本文中「引き渡し前」を「引渡し前」に改める。

第51条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、同項第2号中「理由がなくて」を「理由なく」に改める。

第1号様式から第1号様式の3中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企

業管理者上下水道局長」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、第2号様式の1及び第2号様式の2中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、第3号様式中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る入札手続について適用する。

(上下水道局総務部用度課)